

私は、市民税・県民税の申告が必要？

スタート



令和8年1月1日現在、浦安市に住んでいましたか？

いいえ

令和8年1月1日現在、浦安市内に事業所がありましたか？

は

市民税・県民税の申告が必要です
(注1)。

令和8年1月1日に
お住まいの市区町村で
申告してください。

はい

令和7年1月～令和7年12月中に所得がありましたか

いいえ

同一世帯のご家族の税法上の扶養になっていますか？

は

市民税・県民税の申告は必要ありません(注2)。

は い

給与所得者(サラリーマン・パート・アルバイト等)ですか?

いいえ

公的年金の所得だけですか？

はい

は

公的年金等の収入額が400万円以下の方は市民税・県民税の申告は必要ありません。ただし、扶養控除・社会保険料控除・医療費控除等を受ける場合や、遺族年金・障害年金のみ受給されている場合は市民税・県民税の申告が必要です。

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得が20万円超の方は所得税の確定申告が必要となります。なお、20万円以下の場合は市民税・県民税の申告が必要です。

はい

いいえ

勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていますか？
(提出の有無については、勤務先へお問い合わせください)

市民税・県民税の申告は必要
ありません。

給与以外の所得が20万円超の場合は所得税の確定申告が必要となり、20万円以下の場合は市民税・県民税の申告が必要です。

市川税務署：047(335)4101(代)

☆確定申告される方は、市民税・県民税の申告は必要ありません（浦安市に住んでいない方で浦安市内に事業所がある方は必要です）

(注1) 浦安市外に居住し、浦安市内に事務所・事業所を有している方（賃貸も含む）につきましては、衛生・消防などの行政サービスに要する経費の一部を分担していただくため、市民税・県民税（個人住民税）申告が必要です（**事業所課税**）。